

議 長 日程第4「議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例（総務文教常任委員会報告）」を議題といたします。

本案については総務文教常任委員会の審査報告を求めます。委員長、南雲まさ子君。

総務文教常任委員長 令和5年12月8日、松田町議会議長 平野由里子殿。総務文教常任委員会委員長 南雲まさ子

総務文教常任委員会報告書。本委員会は12月7日、8日に委員6名中6名全員出席のもと、役場4階4A特別会議室で委員会を開催し、令和5年第4回議会定例会において付託された議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例を慎重に審査しましたので、次のとおり報告します。

1、審査の結果。採決の結果、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

2、審査の内容。教育課長及び担当職員出席のもと、松田町有施設使用条例の一部を改正する条例について詳細な説明を受け、質疑を行い慎重に審査しました。

審査の結果、近隣町との使用料金を比較して、妥当なものと判断しました。引き続き光熱費等の急騰による外部要因と、構造的な赤字の解決に努められたい。

私のほかにも委員がございますので、補足説明の発言をすることをお許しく下さい。以上です。

議 長 総務文教常任委員会委員長の報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
8 番 田 代 委員会報告書の取りまとめ、御苦労さまでした。この中で1つどうしても分からないことがあります。一番下、下段です。「引き続き光熱費」から始まりまして、その後です。構造的な赤字の解消に努められたい。委員長、構造的な赤字の解消に努められたい。これ、私ね、理解できません。といいますのが、この条例、内容を見れば、寄小学校のアリーナ、多目的ルーム、ミーティングルーム、小ミーティングルーム。新しくできた屋内運動場の中の料金。それと新たに建設された松田小学校の屋内運動場。あとは学校の教室、運動場。松田

中学校の屋内運動場、夜間照明。これ、夜間照明は若干違うかもしれませんがけれども、それ以外は全てこれ、義務教育施設ですよ。その義務教育施設を使う人という、体育館でもグラウンドでもそうなんですけれども、大半がスポーツの登録団体だと思うんですよ。本会議でも議論しましたけれども、スポーツ登録団体は町内の在住者が8割、9割、大半を占めれば利用料は免除なんですよ。ですから、町内の方についてはほとんど影響ないのではないかと。そうすると町外の方なんですけれども、わずかな方かなって感じます。そういったことで、どうしてこの「構造的な赤字の解消に努められたい」という一文を入れたのか。私はこれは入れるべきではないと思います。御回答をお願いします。

10番 南 雲 この構造的な赤字というのは、使えば使うほど赤字になってしまうということで、町側から御説明受けたので、そのことをうたっています。

8番 田 代 使えば使うほど赤字になる、これ、当然だと思いますよ。教育施設を夜間開放で使う、またはグラウンドを夜間開放、または部活がないときに休日に使わせていただくということで、町民のスポーツの振興を主に目的にしてるんで、そういった考えはいかなものかと。

では、逆にもう一つ質問します。これは委員長以外にも、ほかの方、委員の方、答えてもらって構わないです。要は利用料徴収するためにこれ、改修するんですよ。そうすると町外の方が多いと思うんです。町内の方、大半が減免ということでお支払いしてないと思います。私も松田中学校の体育館、以前使った、何年か、何十年も利用させてもらいましたけれど、スポーツ団体ということで減免でした。ですから、そういった方が夜間は多く利用されてるのかなと。そういう中で逆にお金を取る、この上段で使用料金を比較して妥当なものと判断した。これは外の人から取るというふうに私は理解します。そういった外の人利用実績、この辺を考えてこれだけ上げれば妥当だというふうに読めるんです。そういった議論をされたかどうか。よろしくをお願いします。

10番 南 雲 この値上げをして、町外以外の方から使用料金を頂くということによって、赤字を解消していく方向に持って行くってことなので、それを使えば使うほど赤字になる構造的な赤字の解消をそこで埋めていくように、さらにそうい

ったものを工夫、使っていただけるような工夫をしていただきたいということで、このように委員会報告にまとめましたけど。

8 番 田 代 委員長のお答えは大体分かりました。ほかの委員の皆さんにお尋ねします。よろしいですか。学校教育施設だから、ほとんどが学校で使うためにお金がかかってるんですよ。休日の開放か夜間開放ですよ。そうすると町内の団体は免除団体がほとんどです。ですからこれ、料金を徴収するために値上げすれば赤字解消に少しは役立つということなんで、料金を取る方の分析、そういったものを委員会で検討されたのか。まずこれ1点、ほかの委員の方で結構です。お答えください。

議 長 いかがでしょうか。

3 番 吉 田 田代議員の御指摘されるような、やはりスポーツ団体、健康…厚生的な活動、健康的な活動のために、なるべく無料な形でやっていくほう、安価な形でやっていくほうが望ましいというのは大変理解するところです。ところが今の状況の中で、やはり光熱費等の高騰、その他のそういうことの中では、全部の外部的な要因と、それとやはり中のLEDとかそういうような照明機器のいろんな工夫によって、今後そういうような費用が収まるような、少しでも少なく収まるような工夫というのも、これは必要かなと思ってます。それからもう一つは、使えば使うほど赤字になってしまうのは、これは仕方がないことなんですけれども。これが他の今の現状の中では、他の市町からの有料で使用された場合、使用希望がされた場合、町内で使われてる方々が遠慮して、使われる方々を遠慮してもらおうというような事例もあるということを知りましたので、ちょっとそういうようなことを考えますと、多少値上げということも致し方がないんじゃないかと判断しました。

8 番 田 代 副委員長、御回答ありがとうございます。答えになってません。私はお伺いしたいのが、入場料を取る方、そういった方の実績。今までこれだけの人がいられた。だから値上げをすると赤字解消になるんだという、そういう報告をされてるわけですよ。ですから、その分析をされたのかと。じゃあ幾らこのくらい赤字解消に努められると。でも私は大した額ではないと。それについてお答

えくださいというふうにお尋ねしてるんですよ。明確な回答、お願いします。

議 長 いかがですか。

10番 南 雲 使用実績については平成30年度から令和4年度までの実績をお示しいただき、2年度、3年度はコロナの影響でちょっと影響がございましたけれども、もう本当に寄小学校のアリーナの令和4年度の20回とか、松田中学校の2階のアリーナが10回、令和4年度が結構あったっていう形で…。

8番 田 代 そんなこと聞いてませんよ。もう少ししっかり回答してください。

議 長 手を挙げて発言をしてください。

10番 南 雲 実績を伺われたんですよ。実績の検討があったか。

8番 田 代 議事進行について議長にお願いします。私の質問に対してしっかり回答しないから、私は今、挙手しないでお伺いしました。繰り返します。私はそういう30年度から4年度の利用実績。これ、町内が大半だと思うんですよ、スポーツ団体。私は町外の団体、お金を取る団体の実績がどうだったか。その辺、議長、しっかり進行してください。途中で答えが違ってますから。よろしくをお願いします。

10番 南 雲 町外に関してのそのお示しはございませんでした。以上です。

8番 田 代 ここがね、論点なんです。委員会の皆さんね、ここで言ってるのが料金は妥当なものだったと。当然町外も含めてですよ。最後に赤字幅を縮める手段として、今回の料金改定は有効と判断しました。具体の入る数字をしっかりとつかまないと、この回答というのはいかななものですかと。それをお尋ねしてるんです。

議 長 いかがですか。

10番 南 雲 近隣の町ということで、山北町と開成町を参考にさせていただいたということで、本会議場でも御説明があったと思いますけれども、それに対していろいろな収支に関してっていう…ごめんなさい、間違えました。失礼しました。それに対していろいろ議論しまして、じゃあ電気料は幾らぐらいかかっているんだということで、電気料として出せるのが松田中学校だけでしたので、松田中学校の電気料のことを例に出させていただきますと、赤字が出る部分を賄うために、

比較して新しい料金表の屋内運動場…失礼しました、ちょっと難しい。そうですね、とにかく賄うために中学校の電気料を計算として提出していただきました。以上です。

8 番 田 代 総務文教委員の方に初めに申し上げます。南雲委員長いじめとか、そういうふうに判断してもらいたくないです。私は皆さんで作ったこの報告が納得いかないから、委員長以外にもどうぞ回答してくださいよと。今委員長が報告ありましたのが、一番初めに山北町と開成町と比較して妥当だった。それは上段の一文で分かるんですよ。審査の結果、近隣町との利用料金を比較して妥当なものだと判断した。それは分かります。その次に赤字という言葉を使ってる。構造的な赤字の解消に努められたい。この言葉に私は納得できないんですよ。今、利用料金聞きましたって言われましたけど、冒頭私が質問したように、委員の皆さん、いいですか。利用料金は学校施設だから大半が学校にかかっているんですよ。学校の授業、学校活動で使うものにかかっているんですよ。この利用料金を取る人は学校以外に外から来た人が使っている状況なんですよ。その料金を調べて妥当だというふうに読めちゃうんですよ、下の行で。この構造的な赤字の解消に努められたい。これが私は納得できないって再三お話ししています。委員長じゃなくてほかの委員の方でいいですよ。答えてください。

議 長 ほかの方、いかがですか。

2 番 武 尾 今回の田代議員の御質問の構造的な赤字というのは、私どもの認識では、要は町民の方のサービスは変わらない。町外の方からお金を頂く場合の金額を上げるということ。もちろん町外の方の利用者数の数等のデータは出していただきました。ごく少ない数であったと思います。で、いわゆる私の認識の中でこの構造的な赤字の解消というのは、現在の料金では要は今使っていただくと、有料の方に使っていただくと赤字になっているんですね。今回値上げをしてもまだ赤字なんです、使っていただいと。なので、最後に構造的なこの赤字を行く行くは解消していくようなものにしていきたいというものを、一文を入れました。多分ですね、本当にお貸しして採算を取るためには、今の値上げでも足りてないというところで、この一文を入れたと認識しております。以上で

す。

8 番 田 代 御回答ありがとうございます。有料の方の人数は少なかったと。では、お幾らぐらい取られてたんでしょうか。その辺について議論されたんでしょうか。幾ら取っててこう上がった場合に、電気料とそういった維持費が赤字分が縮まるよと。でも、もっと取らないととても無理だと、そういうような回答だった、お話だったと思うんですけども。人数が少ない、じゃあ有料の方はどのくらいの方がいられて幾ら上がってる。それに対して電気料だとか維持費がどうなのかと。その辺についてはいかがでしょうか。

議 長 いかがですか。

1 1 番 飯 田 ただいまの質問にお答えします。令和5年度の今途中だということなんですが、試算ですが、歳入可能額、使用料金の収入予定額がですね、389万8,400円なんです。それで確かに田代議員が言われるように、使用者はね、町内がほとんどで町外の方は少ないんじゃないかというふうなことを言われましたが、確かにそのとおりなんです。大体町内の団体が使用率が90%、町外は10%なんです。そうしますと、今の想定稼働率というのが町のほうから示されていて、30%ぐらいに落ちるんじゃないかと、町外のほうがですね。そうしますと町内・町外合わせて116万9,520円の令和5年度収入が見込まれるところを、そのうちの1割が町外なんで、11万6,952円が町外の方からの徴収が見込まれるということなんです。それに対してですね、電気料。電気料は幾らかかっているかといいますと、かかるか、最後切っていないんで分からないんですけど、一応想定としてはですね、108万6,400円なんです。そうすると、この差が町の持ち出し分ということになるんです。そうすると、この利用者がどんどん増えれば増えるほど、使われれば使われるほど、電気料がどんどんどんどん使われますのでね、その分が赤字が増えていくというふうな形になります。その辺が構造的な赤字というふうな表現になっていると思います。以上です。

議 長 ちょっと待って、今1番が先に手を挙げたので、いいですか。

1 番 北 村 飯田議員、多分説明頂いたの、その次の号の文化センターの話。（「じゃなくて。」の声あり）大丈夫ですか。あ、ごめんなさい。ちょっと私も間違えて

しまつて申し訳ございませんでした。町外の利用者…私もじゃあ続けてですね、田代議員の御質問に回答させていただきたいと思います。町有施設の部分については、平成30年度から令和4年度まで資料を頂いて、令和4年度ではですね、107件で22万7,883円の歳入状況となっております。その中でですね、じゃあ電力料、ランニングコストとしてどのぐらいかかっているんだっていうような調査をしましたところ、しっかりですね、メーターが判断できるのが松田中学校の体育館しかないよというようなお話もございまして、じゃあそちらについてちょっと比較検討をさせていただきました。電気料金として松田中学校の屋内運動場ですとですね、年間で388万円使っていて、大体そのうちの電力料というような概算でありますと、そのうちの40%、大体年間で108万6,400円が使われていたというような試算にいたしました。108万6,400円を時間当たりの利用、何時間使ったのというようなところで概算したところ、1時間当たり2,500円の電力料が生じているというような形になりました。利用料金をですね、そのじゃあ2,500円に合わせて高くすると、近隣市町に比べてですね、かなり高くなってしまうと。そういったことではなかなか不具合が出ることもございますので、近隣市町に合わせた今回の提案を受け入れました。

ただですね、ここで1つ大事なのは、やはり教育施設ということで、町内の方々にですね、不具合があってはならないと。そういったところで教育課のほうにもですね、町内の方々の利用料についてはどのようにする御予定ですかというのを伺ったところ、減免のですね、規定を修正してですね、町内の方の負担等々は上がらないというような形で確認を頂きました。構造的な赤字というのはですね、町外の方というかですね、利用料を使っている方が使えば使うほど、電力料金分だけ町の負担になってしまう。言ってみるとほとんどが、利用料金払っている方が町外の方と捉えるとですね、松田町の今の財政状況等々を鑑みて、町外の方が利用されてですね、それで松田町から得た税金をそこに充てていいのかというようなところの解消に向けて、今後とも検討していただきたいというような趣旨を込めてですね、このような文章の一文にさせていただきました。以上でございます。

8 番 田 代 北村議員、丁寧な説明ありがとうございました。具体的に松田中学校の例、すごい理解できました。1時間当たり2,500円が電気料だと。その前の方の質問で、11万の収入に対して108万というのはちょっと理解できなかったんですけど。これはもう北村議員のあれで納得することに、納得いたしました。

最後の北村議員がお話しになったね、町外の方の利用料。まだ結構これでも足りないということで赤字だというふうに表現したんだよと。私は初めからそれがポイントですから、そういった質問をさせていただいて、今明確に回答を頂いた中でお話ししたいんですけども。教育施設、町内優遇、赤字分、外の人の赤字分は値上げして取ればいいというお話なんですけれども、教育施設なんですよね。それでスポーツ施設。要は広域行政で我々も隣の町の体育館を使う。いろんなことでね、周りの体育館も…ごめんなさい、体育館ではなくてこういった施設を使う。小学校、中学校の体育館を使う。そういう意味もありますから、私はこの赤字という表現、これはどうだったのかなというふうに感じます。今のお話で、そういった意味だということは理解させていただきました。長い間質問繰り返して申し訳ございませんでした。終わります。

9 番 井 上 何点かですね。まず委員会報告書の中で、近隣町との使用料金を比較してということで、もう少しですね、具体的に、先ほどはそれで教育課からの説明で理解をしましたということがありますけれども、もう少し具体的にですね、どうなのかと。この一部改正条例は4時間以内っていうのを1時間単位とするということで、4倍の値上げ幅ということです。

2点目といたしましては、今、町内・町外というふうに出てるんですけども。これは松田町有施設の条例の施行規則の中でですね、減免等の規定というのが規則の中であるようです。その中にですね、町が主催する、国等が主催すると。第3号として松田町のスポーツ登録団体が使用するときまでがですね、認められる減免ということで定めるということになってますけれども。スポーツ登録団体以外の場合というのは、これは減免ではないので、町内・町外というちょっとその今の前者の質問の中での説明の中では、その辺はどういうふうに確認をされたのかということについてお伺いをいたします。

- 議 長 今のお答えに関しては、どなたか。
- 10番 南 雲 比較がやはり大井町の場合、体育施設があるということで、開成町、山北町ということで比較させていただいた中に、開成町とか山北町はこれ、電気料も加味される前にもう決まっていた使用料ということで、それで1,000円と1,250円ということで、ちょっと。開成町が1,000円で、山北が。（「何がですか。体育館。」の声あり）1時間当たり、体育館。はい。小学校の体育館。（「1時間ですね。」の声あり）はい。それで山北町は1,250円ということで、（「1,250円、1時間。」の声あり）はい。（「大井は。」の声あり）大井は比較されてないんですけど、ちょっとごめんなさい。小さくて見えない。ごめんなさい。これは、体育館があるので、非常に安い設定となっています。学校の体育館、1時間300円って非常に安い金額になっています。
- そういった中で、妥当な比較として山北町と開成町ということで、この金額設定にしていくということで、先ほども言ったように、町外の方からの使用を増やすということで…ごめんなさい。町外の方に使っていただくときの金額として、このように設定されていますので、その設定額というのは電気料を加味して妥当ではないかというふうに考えます。
- それから、（「もう一つ。」の声あり）もう一つ。ごめんなさい。減免の対象。すみません、減免ゼロということで承知しているんですけど、よろしかったかしら。
- 議 長 質問は…。
- 10番 南 雲 減免ゼロじゃない、ごめんなさい。減免ゼロじゃなくて、町内の方ですよ、減免ね。利用団体とか。そうですね。
- 議 長 じゃないほうじゃないの。
- 10番 南 雲 ごめんなさい、減免ゼロじゃない。間違えました。
- 議 長 すみません。もう一度9番の、2番目の質問をもう一度お願いします。減免対象のことですね。
- 9番 井 上 減免対象で、前者のですね、質疑に対しての回答は、町内・町外という言葉でしたけれども、この町有施設の条例施行規則で定まっていますよね。減免の、

使用料の減免、第8条。その中には町内の方というのは明記されていないんですよ。松田町のスポーツ登録団体が利用するときという部分の定義しかありませんので、その辺のしっかりとね、町の一般の方が登録団体、スポーツ登録団体にはやはり人数とかそういった範囲が規定されている。1人だと駄目だとかね、いった形だと思いますので、その辺をちゃんと区別してね、町内…松田町民の方が利用する場合の想定というのをしっかりされているのかどうかということが2点目です。

議 長 今の質問に対してお答えいかがでしょうか。

10番 南 雲 町内の登録団体10名以上ということで、利用料はゼロでということですよ。よろしいですか。

議 長 答えになってない。今のは登録団体の減免ですね。それ以外のことを9番議員が議論したのかという質問です。

10番 南 雲 本当に10%という低い利用率なので、その辺は審議はされませんでした。以上です。

9番 井 上 2点目ののは、特にそこについては確認をされなかったというふうに理解をいたします。

まず1点目のほうですね、大井町300円、開成1,000円、1,250円というふうになっています。大井町はほかに体育館があるからということですがけれども、その辺は松田も同じ状況ではないかなというふうに思いますので、その辺の比較ということのですね、しっかりと比較をされたのか。現状がですね、大分あれですよ、4時間で例えば松田小学校の屋内運動場は、今までは4時間で1,000円、1時間250円ですよ。それが1時間で1,000円になったということですので、その辺は大井町と同じようなテーブルで比較をすべきだというふうには思いますが、その辺はいかがでしょう。

2番 武 尾 大井町等々ですね、今、利用されている近隣の情報は頂きました。ざっくりと申し上げますけども、南足柄で言うと、体育館だけで言いますと、体育館、南足柄、3分の1、2分の1、全面という3種類あるんですが、例えば町体のレベルで言うと、多分半面利用と同じ金額ではないかというふうに我々は考え

ました。半面で考えますと、南足柄体育館は1,320円、大井町の体育館で言うと…学校体育館。学校の体育館ですと、それこそ貸出をしないような町もあります。要はですね、やはり学校施設なので、貸さないところもあり、貸すならばこのくらいという金額設定をされているところと言いますと、山北町は4時間で5,500円ですので、1,100円、これが一番近い数字ですね。山北町は1,100円ですね、1時間に直すと。（「1,250円。」の声あり）間違ってますか。1,250円ですか。すみません。取り下げます、すみません。失礼しました。

議 長 ほかに回答は。

3 番 吉 田 学校施設については、それぞれの学校の今の老朽化状態、この辺のところをちょっと鑑みました。それについては、つきましては、松田においてはほかの学校施設と比べまして、かなり新しいし、施設等も整っているところを考えて、このくらいの差がついても仕方がないのかなというような判断をしたところで

議 長 ほかに。9番、よろしいですか。（「結構です。」の声あり）

ほかに質疑ございますか。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしとのお声ですが、この辺りで質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。質疑を打ち切り、討論に入らせていただきます。

（「省略」の声あり）

討論省略とのお声ですが、討論を省略して御異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例に対する委員長の報告は可決です。議案第54号松田町有施設使用条例の一部を改正する条例は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数であります。よって、本案は委員会報告のとおり可決されました。